

議案第 15 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**資料 1 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の改正概要**

1 改正理由

役職定年制度の運用開始による役職定年者の給料格付を円滑に決定するため降格時号給対応表を新設する。また、室制度の見直しに伴う文言の整理等その他所要の改正を行う。

2 改正概要

(1) 降格時号給対応表の新設

役職定年制度が令和 5 年度末より本格的に運用が開始されることによる役職定年者の給料格付を円滑に決定するため降格時号給対応表を新設する。

※行政職給料適用者の役職定年による降任後の給料格付の例は以下のとおりとなる。

(降任直前の号給に対応する下位の級における号給を順に対応させていき、最終的な号給を決定する方法で行う。)

例①：7 級 58 号給 → 6 級 66 号給 → 5 級 97 号給 → 4 級 125 号給

例②：6 級 44 号給 → 5 級 84 号給 → 4 級 125 号給

(2) その他所要の改正

室制度の見直しに伴う文言の整理等その他所要の改正を行う。

(3) 改正時期

公布の日から施行する。

ただし、室制度の見直しに伴う改正については、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。